



第一 回福生市議会

定 例

会 議 録 (第 三 号)

昭和五十年 三月十二日福生市議会議場に第一 回福生市議会 定例会が招集された。
一 出席議員はつぎのとおりである。

一番	貫井喜代次	君	二番	小林菊三	君
三番	小林才治	君	四番	田村市郎	君
五番	川窪清一	君	六番	中曾根実	君
七番	宇佐美良時	君	八番		君
九番		君	十番	松山清	君
十一番	伊東忠次郎	君	十二番	森田秀雄	君
十三番	石川繁治	君	十四番	小林暢吉	君
十五番	末次性男	君	十六番	高波忠	君
十七番	関米吉	君	十八番	中里元一	君

十九番	大野行夫	君	二十番	宮沢良一	君
二十一番	田村匡雄	君	二十二番	岩田博	君
二十三番	石川信義	君	二十四番	塩野鉄之助	君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

なし

一 欠員はつぎのとおりである。

八番 九番

一 議会議事事務局職員はつぎのとおりである。

議会議事 事務局長	古谷徳男	君	議事 係長	市川昭利	君	臨時速記事務補佐員 主事	長岡裕子	君
--------------	------	---	----------	------	---	-----------------	------	---

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長	石川常太郎	君	助役	篠崎俊夫	君
収入役	橋本孝蔵	君	教育長	町田倍二	君
秘書職 員課長	高水求	君	庶務 課長	生子国利	君
企画財 政課長	上野重勝	君	環境保 全課長	八木房雄	君
経済 課長	森田進	君	福祉事 務所長	森田猛	君
建設 課長	黒田登	君	都市計 画課長	浅見裕康	君

日程第十二 議案第二十二号 福生市熊川武蔵野会館条例

日程第十三 議案第二十三号 昭和四十九年度福生市一般会計補正予算（第五号）

日程第十四 議案第二十四号 昭和四十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算

（第三号）

日程第十五 議案第二十五号 昭和四十九年度福生市公共用地会計補正予算（第一号）

日程第十六 議案第二十六号 昭和五十年年度福生市一般会計予算

日程第十七 議案第二十七号 昭和五十年年度福生市国民健康保険特別会計予算

日程第十八 議案第二十八号 昭和五十年年度福生市公益質屋会計予算

日程第十九 議案第二十九号 昭和五十年年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算

日程第二十 議案第三十号 昭和五十年年度福生市公共用地会計予算

日程第二十一 議案第三十一号 昭和五十年年度福生市下水道事業会計予算

日程第二十二 議案第三十二号 昭和五十年年度福生市受託水道事業会計予算

日程第二十三 議案第三十三号 市道路線の廃止について

日程第二十四 陳情第一号 たばこ自動販売機購入助成に関する陳情書



午前十時開会・開議

○議長（塩野鉄之助君）ただいまから昭和五十年第一回福生市

議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

（塩野鉄之助君）

○議長 日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の

規定により

議長において

二十三番 石川信義君

一 番 貫井喜代次君

二 番 小林菊三君

以上三名を指名いたします。

○議長（塩野鉄之助君）この際報告事項がありますので事務局



八字挿入

長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一、昭和五十年第一回福生市議会定例会の招集について

(別添参照)

二、議案の送付について

(別添参照)

三、議案の訂正について

(別添参照)

四、陳情書の受理について

(別添参照)

五、議案説明員の出席要求について

(別添参照)

六、昭和五十年一月分例月出納検査実施結果報告について

(別添参照)

○議長

(塩野鉄之助君) 以上で報告は終わりました。

○議長

(塩野鉄之助君) 日程第二^会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されており、委員長から報告願います。

(議会運営委員長 高波忠君 登壇)

福生市議会

○議会運営委員長(高波忠君) ご指名がございまして、この報告

をいたします。

議会運営委員会は三月六日午前九時から全員の出席を得まして開催し、議長から諮問されました第一回定例会の会期及び日程等について協議いたしました。その結果、会期につきましては本定例会の過去の実績及び提出議案数とその内容、休会中の委員会審査日数並びに会議の準備日数、さらに事務処理の日数等諸般について種々検討をいたしましたところ、本日より三月二十七日までの十六日間とすることに決定し、お願いすることになりました。日程の順序はすでにお手元にご配付のとおりでござい、中、中に即決を必要申し上げるものも数件ござい、この配付の付託件名表の資料により、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、市長から昭和五十年年度施政方針演説の申し出があり、これを冒頭にお願、一般質問については三名

からの通告がありますので、お手元の配付の順序により議案審議に先立ってお願いすることになっております。

また昭和五十年年度福生市一般会計報書予算については、特別委員会を設置し審査を願うことになってまいりましたので、日程途中においてこれに伴う全協をお願いすべく議会運営委員会には意見の一致をみておりますので、あらかじめお含みおき願います。

なお、議案数も多いので、本日はできる限り日程を消化し、残れば明日引き続き審議することとし、以後休会日として各委員会審査日とするよう予定してありますのでよろしくお願い申し上げます。

以上のとおりでございますが、今次定例会は本年度最終の定例議会であります。また新年度の進むべき道をきめる予算議会でありますので、議員各位の特段の協力をお願いいたします。議事が運びまれば、さうお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（塩野鉄之助君）以上で委員長長の報告は終わりました。

おはかりいたします。会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、三月十二日から三月二十七日までの十六日間と決定いたしましたと思っておりますがこれに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）ご異議なしと認めます。よって会期は十六日間と決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君）日程第三この際市長から昭和五十年年度の施政方針について、その大綱を説明するため発言の申し出がありましたのでこれを許します。

（市長石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君）昭和五十年第一回定例会の開催にあたり、貴重な時間をいただきまして私の本年度の市政運営に対する所信の一端を述べさせていたただきたいと思っております。本年は昭和五十年また市政五周年という過去を振り返り、

新たなる発展への契機とするきわめて意義ある年にあたります
が、一昨年暮れの石油危機に端を発したインフレ、不況の二重
苦は、わが国のみならず欧米資本主義国にも波及し、当分は
低迷の時代が続くことが予想され、今やかつて経験したこと
のないきいしい年を迎えようとしております。しかも国がこのイ
ンフレ、不況の打開策として本年も引き続き統需要の抑制
を堅持し、東京都も骨格予算を組み、新規事業を一切認
めない方針を打ち出しており、市の財政は公共事業補助
金の減額、起債のワウの縮小などが予想され、市民福祉に直
接応えねばならぬ地方自治体にとってほまさに試練の年で
あります。

しかし、いかにきいしい状況の中にあっても、複雑多岐にわたる
行政需要増大の傾向はとどまることなく高まりつつあり、
ここに限られた財源の中でのいかんして行政と市民との接点を
見い出していくかということが非常に重要になってまいり
ます。そこで、はじめにこのきいしい年を迎えて、いかにして

市政運営を進めていくかの基本姿勢について申し上げたいと
思います。

行政運営にあたっては緊急性、公共性などを勘案し、市民
全体に血の通った施策を進めていくことが必要であります。が、
やはり根本となりますものは、昨年の施政方針で述べました
ように、地方自治体の目指す真の住民福祉とは一体何かというこ
とであります。そこでくり返し私の考え方を申し上げますが、弱者への
配慮はもちろん必要ですが、このことのみで真の福祉は達成
されるものではなく、良好な都市環境を整備し、これを基
盤として生活する人々が精神的にも肉体的にも健康で快適で
安全な生活を営んでこそ達成されるものと考えます。

したがって本年度も既成の方針とおり、常に長期的展望に
たつて良好な都市環境の整備を重点的に行なつてまいり
たいと思います。市の歴史も浅く、都市施設の不十分な当市
にとって、このことが明日の福生市に真の福祉をもたらす
ものであり、また市政運営の最高責任者として、眼前の事の

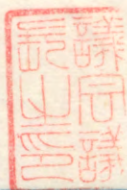


みにとらわれず、この到達目標に向つて一年一年が、未来永劫に
向つての発展の礎となるような着実な町づくりを進めることが
私に課せられた責務であると考えざるからであります。

次に今後の一般社会福祉事業のあり方について私の考えを
申し上げます。

もちろん私は、都市基盤の整備にのみ重点をおき、社会福祉
事業を軽視しているわけではありません。当初予算においても
前年度に比べ四三・七%の増額を計上いたしました。社会全
体の完全なる進歩を目指して施策を進めることは当然つで
あります。ただ、私がここで申し上げたいことは、福祉事業の
分野における現在の無料化制度をはじめ、自治体が大きな財源
の投入を余儀なくされている諸施策のあり方については、市民
と共に考えなければならぬ問題が存在していると思ふのであり
ます。

たとえば昭和五十年度は、長い間健全財政を維持してきた
国民健康保険会計が、老人医療費の無料化、高額療養



費の支給制度等により財政負担が年々ふえ、一般会計から
繰出金を一千万円増額したにも関わらず、遂に二二%の
値上げのやむなきに至りました。脆弱な財政基盤のもとに、
早急に都市施設を整備しなければならぬ福生市にあつて、
今後社会福祉事業の向上をはかるためには、他の行政分野と同
様、やはり高福祉、高負担ということが大前提であると考えざるも
のであります。したがって総体的に有利な立場にある人には、税
その他の公共的負担を増加させていくべき、市民の連帯による相互
扶助の精神をもとに諸施策を進めていかなければなりません。
換言すれば、社会福祉政策そのものの根本は、地域社会の人々が共に
人間としての幸福を追求していく心をつくることが必要であると考
えるのであります。

また、このことは家庭内における人間としての心のあり方にも当
然言えることであります。たとえば老人の扶養問題や乳幼児の
保育問題にしても、必要やむを得ぬ場合は市としても積極的な
解決策をはかることは当然であります。これらの問題が今後すべて

地方自治体に依存されなければ、つくってもつくっても施設は不足し、限界を見い出すことは困難でありましょう。はたしてこのようなくことが社会福祉事業の本来的な姿といえるでしょうか、福祉と名うつての市民負担の軽減や施設の充実が無反省、無情緒の欠陥人間をつつてしまつてよいものではありません。ここに自分のできることはまず自分でやるべきであるという人間としての良識の問題が存在すると思つております。市政の担うべき分野のとりえ方としては「個々の市民がみずから力ではなし得ないあるいはなしにくいものをかわつて処理すること」が原則でありますか、この考えに立つたならば、今後の福祉のあり方としては安易な住民要望との迎合は一考を要するものと考えるものであります。ここに福祉問題の背景として、人間の心の持ち方ということ加大きなウェイトを占めており、教育の果たす役割がきわめて重要になつてくると考えるのであります。

次に市政に取り組む市役所内部における基本的姿勢について申し上げます。

最近インフレ、不景気を機に、地方自治体の財政危機の原因として人件費の問題が話題となつておりますが、この点について私の考えを述べたいと思います。

財政危機の問題の根本原因は、各地方自治体に行政需要の増大をもたらしした都市問題、またこのような中での現行の財源配分制度、国の委任事務等の事務配分の問題、超過負担及び補助金制度における国や都府のさまざまな制約等が複雑にからみ合い、人件費のみをもつて財政危機を論じることではできませんが、最少の経費で最大の市民福祉をもたらしうかが地方自治体運営の基本原則であり、この点については常に配慮しなければなりません。したがつて内部組織の合理化と、また状況に応じてそれに適した人員と能力の結集をはかるなど、弾力的な組織運営をはかり、また職員採用についても人件費の増高をきたさぬよう留意しながら、状況に応じた採用方法を実施していきたいと存じます。また研修等による職員資質の向上に努め、市民の期待に沿うような高水準の行政運営を

推進していく所存であります。

以上が本年度市政運営の基本方針であります。

それでは次に当面する重要課題の幾つかについて私の考えを述べさせていただきます。

まず横田基地問題[※]についての私の基本的な考え方については、いまでも機会あるごとに述べてまいりました。当市の市政運営において回避することのできない重要問題であり、あらためて明確に申し上げたいと思います。

当市の三令の一を占める横田基地は、さまざまの弊害をもたらしており、ないことが望ましいことはいうまでもありません。しかしこの問題は日米安全保障条約に基づくものであり、現在における国際情勢の中で日本の国防と治安の必要性の有無にまでさかのぼって考えなければならぬものと思われまします。しかも、他の米軍施設と異なり、日本最大規模の中核的存在であり、現在の国際情勢を見ただけならば、たとえその撤去を叫んでみても不可能であることは

衆目の一致するところでありまします。基地の存在意義は、人類の進歩と英知により、やがては失われざるでありましよう。

したがって不可能という壁に向つて返還を叫び続けることが必ずしも市民福祉の増進に寄与するものではないとの判断に立ち、この問題は国の方策に待つより方法はないものと考えざるものであります。また日米安全保障条約に基づくものである以上、単に福生市民としてではなく、日本国という共同体としての日本国民としてこの問題を受けとめ、国の方策に従うべきであると考えざるものであります。しかし、逆に見ればわが国全体のために当市がさまざまの弊害をこうむることを余儀なくされているということであり、その代償として、当然国が全面的な責務を負うべきことは自明の理であります。したがって私としては国に対し今後も市民福祉向上のための強力な財政負担義務の主張を続けていく決意であります。このことが財政基礎の弱い当市にあつては最も市民福祉に直結するものであると考えざるものであります。なお